

協定家賃住宅の供給等に関する協定書

中央区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、中央区市街地開発事業指導要綱（昭和60年5月11日60中建再発第18号。以下「指導要綱」という。）第22条第1項に規定する協定家賃住宅に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象開発事業）

第1条 本協定の対象開発事業の範囲、位置及び内容は、別紙1のとおりとする。

（協定家賃住宅の供給）

第2条 乙は、協定家賃住宅を別紙2のとおり供給するものとする。

（入居者の決定方法）

第3条 乙は、協定家賃住宅の入居者を決定するに当たっては、指導要綱第21条第4項に規定する従前借家人を優先するものとする。

2 乙は、前項の従前借家人の世帯数を超える協定家賃住宅を供給した場合又は従前借家人がない場合は、原則として区民を対象として公募の方法により公正に入居者を決定するものとする。入居者の移転等に基づき、新たに入居者を決定する必要がある場合についても同様とする。

3 前項に規定する公募の方法は、あらかじめ乙が協定家賃住宅の公募に係る計画書により甲と協議するものとする。

（入居者に対する指導等）

第4条 乙は、前条に規定する入居決定者に対し、入居後、住民票の写しを求めるものとする。

2 乙は、入居者に対し協定家賃住宅を住宅以外の用途に転用しないよう指導するとともに、十分な住宅の維持管理に努めるものとする。

（入居者に対する便益等）

第5条 乙は、協定家賃住宅の入居者と協定家賃住宅以外の住宅の入居者との間において住宅入居上における一切の便益、その他取扱いにおいて差を設けてはならないものとする。

（賃貸住宅の変更）

第6条 乙は、物価等の変動又は住宅の改良を施した理由をもって、協定家賃住宅の家賃・敷金等の賃貸条件を変更しようとするときは、あらかじめ賃貸条件の変更に係る計画書により甲と協議し、その確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けた場合、乙は、入居者に対し説明会の開催、その他必要な措置を講ずるものとする。

(協定家賃住宅の継続的供給)

第7条 乙は、協定家賃住宅の入居者の移転等による異動にかかわらず、協定家賃住宅の趣旨を尊重し、将来にわたり協定家賃住宅として供給するものとする。

(協定家賃住宅に関する権利の移転)

第8条 乙は、協定家賃住宅に関する権利の全部又は一部を移転しようとするときは、移転しようとする日の6か月前までに甲と協議しなければならない。

2 乙は、前項の協議が調い、第三者に権利を移転するときは、本協定事項を当該第三者に継承するものとする。

(居住継続援助事業に対する協力)

第9条 乙は、従前借家人を対象に甲が実施する居住継続援助事業に協力するものとする。

2 前項の居住継続援助事業は、別に甲と乙が協定を締結することにより実施するものとする。

(報告、調査等)

第10条 甲は、協定家賃住宅の供給及び維持管理等について、乙に対して必要な報告を求め又は必要な勧告、助言、調査等を行うことができるものとする。

(指導要綱の遵守)

第11条 甲及び乙は、前各条に定めるもののほか、指導要綱に定める事項を遵守しなければならない。

(疑義の協議)

第12条 この協定に定める事項又はこの協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区長

乙